

Q578. 競業避止義務に関する就業規則や個別合意の有効性は、どのように判断されますか。

退職後の社員には職業選択の自由が認められており、原則として競業避止義務を負いませんので、例外的に就業規則に競業避止義務の定めを置いたり、個別合意をしたりしたとしても、その有効性は必要かつ合理的な範囲でしか認められません。

有効性は、①競業禁止の期間と地域、②禁止される業務の範囲、③禁止対象者の地位、役職、④代償措置の有無等によって判断されます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成